|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受　付 | 年　　 月　　 日　 第 号 | | | | 個　数 | 個 |
| 総務管理室長 | 主　幹 | 参　事 | 主　査 | 室　員 | 手数料 | 円 |
|  |  |  |  |  | 加算額 | 円 |
| 合 計 | 円 |
| 貼付した収入証紙の額 円（※加算額に相当する分は加算額欄に貼付すること） | | | | | | |

装　置　検　査　申　請　書

年　　月　　日

　熊本県知事　様

申請者　住　所

氏　名

　下記の車両等装置用計量器につき、装置検査を受けたいので、申請します。

１　車両等装置用計量器の装置検査を受けようとする特定計量器

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 型式又は能力 | 製造番号 | 手数料の額 | 車両番号 | 使用者の住所及び氏名又は名称 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　　計 | 台 |  |  |  |

２　検定所以外の場所において検定を受けようとするときはその場所、理由及び希望する期日

根拠条例抜粋（熊本県手数料条例および熊本県収入証紙条例による）

○熊本県手数料条例

　(手数料の徴収)

第2条　知事は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

(607)　計量法第75条の規定に基づく車両等装置用計量器の装置検査 車両等装置用計量器装置検査手数料　1個につき720円。ただし、産業技術センター以外の場所で行う場合にあっては、熊本県職員等の旅費に関する条例の規定により算出した職員の出張旅費に相当する額及び検査等用具の運搬に必要な実費に相当する額(申請者等が当該検査用具の運搬を自ら負担した場合は除く。)を加算した額

　(手数料の納付)

1. 手数料は、次表第1欄に掲げる区分に応じて第2欄に掲げる者が第3欄に定める時期に納めなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 納付者 | 納付時期 |
| その他の手数料 | 許可等の申請、受験、受講等の申込み、閲覧又は証明書若しくは謄本の交付の請求等をしようとする者 | 申請、申込み又は請求等をするとき。 |

(手数料の不還付)

第5条　既納の手数料は、還付しない。

○熊本県収入証紙条例

　(証紙による収入の方法により徴収する歳入)

第2条　別表第1に掲げる地方税、使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。

　加算額欄

|  |
| --- |
| 貼付した収入証紙の額　　　　　　　　円（加算額に相当する分） |